

議案第 19 号

鯖江市暴力団排除条例の一部改正について

鯖江市暴力団排除条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 25 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

民法および暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市暴力団排除条例の一部を改正する条例

鯖江市暴力団排除条例（平成23年鯖江市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「(民法(明治29年法律第89号)の規定により成年者と同一の行為能力を有する者を除く。)」を削る。

第4条第1項中「法第32条の2第1項」を「法第32条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。